

## むつ市議会第211回定例会会議録 第6号

### 議事日程 第6号

平成24年3月16日（金曜日）午前10時開議

◎教育委員会委員就任あいさつ

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例
- 第2 議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例
- 第3 議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例
- 第15 議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例
- 第16 議案第17号 下北地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第17 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第18 議案第19号 むつ市国土利用計画（第4次）について
- 第19 議案第23号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第20 議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第22 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算
- 第23 議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

- 第28 議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第29 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算
- 第30 議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第31 議案第37号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算  
【委員長報告、質疑、討論、採決】
- 第32 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願  
【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第33 議員提出議案第1号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第34 議員提出議案第2号 むつ科学技術館の存続を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員 委員 会長	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫		代 監 査 委 員	小	川	照	久
総務 政策 部長	伊	藤	道	郎		財 務 部 長	下	山	益	雄
民生 部長	奥	川	清	次	郎	保 健 福 祉 部	松	尾	秀	一
経済 部長	中	嶋	達	朗		建 設 部 長	山	本	伸	一
川内 庁舎 長	布	施	恒	夫		大 所 大 産 課 畑 庁 畑 業 庁 建 舎 長 舎 設 長	若	松		通
協野 庁舎 所長	高	坂	浩	二		会 管 総 政 理 出 納 室 理 策 計 者 務 部 事 長	大	橋		誠
選挙 管理 委員会 事務局長	成	田	晴	光		監 査 委 員 長	石	田	武	男



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎教育委員会委員就任あいさつ

○議長（山本留義） 議事に入る前に就任のごあいさつがあります。

さきの定例会においてむつ市教育委員会委員に選任されました村中一文氏から就任のごあいさつをお願いいたします。

（村中一文教育委員会委員登壇）

○教育委員会委員（村中一文） おはようございます。このたび教育委員を仰せつかりました村中でございます。

私なりに与えられた役割を全うしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単ですが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（山本留義） これで就任のあいさつを終わります。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次は、諸般の報告を行います。

まず、3月5日及び9日に各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、3月5日、民生福祉常任委員会に付託いたしました請願の審査結果について、民生福祉常任委員長から、会議規則第137条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第31 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例から、日程第31 議案第37号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算までの31件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第4号から議案第8号、議案第14号、議案第18号、議案第19号及び議案第35号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日及び9日、教育長及び関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託され

ました議案のうち、議案第5号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか9議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例についてであります。理事者側から、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱の改正により、当該交付金事業に要する費用に充てるための基金造成が可能になったことを受け、公共用施設の整備等に要する費用の財源確保と事業の計画的かつ安定的な実施を目的として、基金を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、毎年の事業実施が困難で基金に積み立てるのか、また、積み立てる額に目標はあるのかとの質疑があり、理事者側から、翌年度以降においても事業の財源として活用することが可能となるもので、現時点では一定額を積み立てて何かの事業を実施しようとは考えていないとの答弁がありました。

また、別の委員から、環境整備で除雪費等には使えないのかとの質疑があり、理事者側から、具体的には国との協議によるが、ソフト事業として可能性はあると思うとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、総務省、外務省及び文部科学省の3省から平成24年度外国青年招致事業の運用改善について通知があり、外国語指導員等の身分が非常勤の特別職であるため、条例の題名中「給料及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に、報酬の下限額を30万円から28万円に改めるほか、所要の条文整備をするためのものであ

るとの説明がありました。

これに対し委員から、報酬等の契約について、また、日本の事情により30万円から28万円にすることについて問題はないのかとの質疑があり、理事者側から、契約については各自治体と外国語指導員が個々に結んでおり、今般の報酬の引き上げは、平成24年度から新規に任用される外国語指導員等から適用されるものであり、3省の運用改善として全国的に統一した基準とするものであるとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い個人住民税均等割の税率、退職所得に係る個人住民税の税額控除等について所要の改正をするほか、条文整備をするためのもので、主な改正点は、都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に委譲されるほか、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止となる。また、東日本大震災の臨時特例に関する法律に関連して、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税は3,000円から3,500円に、県民税は1,000円から1,500円にそれぞれ500円引き上げになるとの説明がありました。

これに対し委員から、市民税の引き上げにより、どの程度増収となるのかとの質疑があり、理事者側から、対象者が約2万7,000人で約1,400万円の増収になるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱に係る基準を規定するほか、脇野沢地区の小沢、滝山、九艘泊地区の3公民館について、今年度をもって閉館するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市立図書館設置条例の

一部を改正する条例についてであります。理事者側から、図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会委員の任命に係る基準を規定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、開設後4年を経過し、使用実態に応じた管理運営が必要なことから、新たに使用時間、休所日を規定するほか、指定管理者制度の導入に向けて関係規定を整備するとともに、使用料の改定を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理とした場合、どの程度まで金額を圧縮できるのか、また、全員が正職員となるのかとの質疑があり、理事者側から、現在市の職員が7名勤務しており、これを全部指定管理とした場合、約2,000万円程度は圧縮でき、安全面においても、危険箇所、地理地形等の施設全体を把握したうえで、組織的及び効率的な人員を配置することができるのと同時に、長期的な視野に立った人材育成が可能となるものと考えている。なお、運営の権限は指定管理者側にあり、全員正職員でという指定は難しいのではないかと答弁がありました。

また、別の委員から、海の生物や自然学校等の活動を実施しているむつ市海と森ふれあい体験館との連携は考えているのかとの質疑があり、理事者側から、連携をとりたいとの話はしており、どのような形で連携ができるのか現在模索している段階であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、学校の児童・生徒だけではなく、若者から高齢者までに利用していただく施設とする発想はあるのかとの質疑があり、理事者側から、そのような方針で県から移譲を受けており、現在、大人のフィールドウォッチング等

の主催事業を行っており、自然体験を実施する施設として今後も一般利用客がふえるように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、団長及び副団長以外の団員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げ、団員の確保を図るためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、団員の平均年齢と他市の状況についての質疑があり、理事者側から、平均年齢はむつ市消防団全体で43.5歳で、他市においては青森市と十和田市が既に消防団員の定年年齢の引き上げを行っており、その他の市においても徐々に定年年齢引き上げの動きが出ているとの答弁がありました。

また、別の委員から、定年年齢の引き上げにより退職金が増加するのではないかと質疑があり、理事者側から、退職金の支給については青森県市町村総合事務組合に委託しており、負担金は定員分を負担することとなっているので、負担増にはつながらないとの答弁がありました。

次に、議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、公立金木病院組合の解散に伴い、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第19号 むつ市国土利用計画（第4次）についてであります。理事者側から、国土利用計画法の規定に基づき、市の区域における国土の総合的かつ計画的な利用を図るため、第4次の計画を策定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、策定した場合に何らかの財源措置はあるのか、また必ず策定しなければいけないのかとの質疑があり、理事者側から、市の土地利用の基本的な方向性を示すものであり、具体的な事業を展開するものではなく、個別の土地利用に係る規制法に基づく各種計画を作成する際の指針となるものである。また、国土利用計画法ではできる規定となっているが、当市では、これまで3次にわたり策定しており、今回も策定したいとの答弁がありました。

次に、議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。理事者側から、構成団体である公立金木病院組合の解散及びつがる西北五広域連合の加入に伴い、組合を組織する地方公共団体数を増減し、組規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第25号、議案第26号及び議案第37号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日及び9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、従来公営住宅法で全国一律に規定されていた入居資格のうち同居親族要件については、平成24年3月31日をもって廃止され、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、所要の改正をするほか、桜木町西団地を廃止するためのものであるが、今回規定する入居資格は現行の公営住宅法及び公営住宅法施行令で定められていた入居資格をそのまま条例に規定するものであり、市営住宅の入居資格自体はこれまでと同じであるとの説明がありました。

これに対し委員から、国に返還後の桜木町西団地の敷地の使途及び桜木町団地の今後についての質疑があり、理事者側から、桜木町西団地の敷地の使途については、国からは何ら示されていない。また、桜木町団地については、いずれ取り壊すことになるとの答弁がありました。

次に、議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成20年4月に国の道路占用料制度に関する検討会で、3年程度ごとに占用料の改定について検討することとしており、これを受け国土交通省で改定の可否を検討した結果、道路法施行令を一部改正し、平成23年4月より地価の下落によりほぼ減額となる新たな占用料単価としたところであり、この道路法施行令に準拠し、平成24年4月1日から新たな占用料単価とするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、歳入に対する影響、また県内10市の占用料の単価は統一されているのかとの質疑があり、理事者側から、80万円程度の減収となると考えている。また、道路法施行令で占用

料の額を設定しているものであり、必ずしも準拠する必要はないとするところもあるが、県内各市ではこの単価に準拠して定めているとの答弁がありました。

次に、議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、地方公営企業の経営自由度を拡大する目的で平成24年4月から施行される地方公営企業法の一部改正に伴い、みなし償却にかかわる資本剰余金の処分のみを条例によることとし、それ以外については議会の議決により処分することとするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この改正により変更される部分についての質疑があり、理事者側から、資本剰余金に計上した国からの補助金等に相当する額は、本来は減価償却していくべきものであるが、現在は法の規定により減価償却しなくてもよいことになっている。平成26年度からは一般の企業の会計のように減価償却することになるが、それまでの暫定措置であるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例についてですが、理事者側から、この事業は、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するため、昭和52年から国、県、市の負担金を原資に基金を造成して雌仔牛を購入、5年の期間を定めて貸し付け、貸付牛から生産された雌仔牛を返納するか、期間満了時に評価額相当額を納入することで生産者に当該貸付牛を譲渡するという事業であるが、国の特別導入事業が平成17年度をもって廃止され、5年間の貸付期間も平成22年度で終了したことから、条例を廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、事業が廃止されることによる生産者への影響等についての質疑があり、理事者側から、この事業以外に市では昭和44年から

市有牛貸付事業を実施しており、毎年市場から雌仔牛を4頭程度導入し、返納された雌仔牛と合わせて6頭から7頭を農家に貸し付けしているもので、影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例についてですが、理事者側から、両施設は平成7年度に国の沿岸漁業活性化構造改善事業により設置したものであり、現在は大畑町漁業協同組合に指定管理を行わせているが、施設の管理運営を効率的に行うため、大畑町漁業協同組合に経営を移譲することに伴い条例を廃止するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてですが、理事者側から、昨年3月11日の地震及び津波災害により社会資本整備総合交付金が減額となったことに伴い、建設事業費で1億800万円、その他決算見込みで1,634万円、合計1億2,534万円を減額するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は14億106万円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算についてですが、理事者側から、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、補正後の水道事業収益合計は16億1,078万5,000円、水道事業費用合計は15億2,416万7,000円を見込んでおり、収支差し引きで収入が支出を8,661万8,000円上回る見込みとなっている。

また、資本金的収入及び支出において、補正後の資本金的収入合計は6億4,437万3,000円、資本金的支出合計は13億8,905万5,000円を見込んでおり、資本金的収入額が資本金的支出額に対し不足する額7億

4,468万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,835万4,000円を初めとする各財源で補てんするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、未収金についての質疑があり、理事者側から、5年経過したものは欠損処分しており、むつ地区では平成19年度が356万3,983円、平成20年度が229万7,395円、平成21年度が273万4,635円、平成22年度が259万1,322円となっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、滞納者への給水の停止について質疑があり、理事者側から、支払いがなかった方には督促状を送付し、3カ月支払いのない方に対しては催告することになるが、最終的に支払わない方については、給水の停止を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第37号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、平成23年度の下水道事業に対する社会資本整備総合交付金が東日本大震災の復興財源として5%留保されていたが、その留保された分について平成23年12月28日付で変更交付決定となったものの、年度内の事業完了が見込めないことから、公共下水道事業について繰越明許費を設定するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号、議案第9号、議案第11号、議案第17号及び議案第23号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果

をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第9号についてはご異議がございましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか4議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例についてであります。理事者側から、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ推進審議会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市内のスポーツ団体の数について質疑があり、理事者側から、市体育協会に加盟している団体は約30団体で、加盟していない団体の数は把握していないとの答弁がありました。

また、複数の委員から、審議会委員の選考方法及び人数の配分についての質疑があり、理事者側から、審議会委員の人数配分はまだ決まっていないが、推薦や指名、公募も検討し、年齢構成等にも配慮しながら柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、審議会設置の具体的な目的及び役割についての質疑があり、理事者側から、地域の実情に即したスポーツを推進していくために、むつ市スポーツ推進計画を調査審議するものであり、市長の諮問に応じて重要事項について調査審議し、答申することが主たる役割であるが、法律の趣旨に沿って、スポーツクラブの育成や生涯スポーツの推進及びスポーツ環境等について総合的な意見を伺っていきたいとの答弁がありまし

た。

次に、議案第9号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、介護保険法で3年を1期とする介護保険事業計画を定めることが規定されているため、今般、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、90床を増床しているが、今後団塊世代が施設を利用するようになった場合の整備計画についての質疑があり、理事者側から、増床計画の具体的な数値は示すことはできないが、地域の実情を勘案しながら、給付と負担の均衡、予防事業の充実など総合的に判断していくことになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、国の動向としては在宅介護の部分を重要視しているように感じるが、施設の充実に関する市としての方向性はどうかとの質疑があり、理事者側から、24時間の巡回型サービスなど在宅サービスにシフトしている傾向があるが、核家族化やライフスタイルの変容等もあり、現状は在宅にシフトするのは難しい状況にあるので、ニーズ等も把握しながらメニューの充実を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用部分の条文整備をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第17号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、児童福祉法の改正に伴い所要の改正をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第23号 むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、

決算見込みにより歳出では、一般被保険者療養給付費、特定健康診査事業費及び保健事業費を減額し、歳入では国民健康保険税及び国庫支出金が減額となり、歳入歳出ともに2億7,747万5,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は78億4,593万7,000円となるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、特定健康診査事業が進まない理由についての質疑があり、理事者側から、既に病院に通っている方が改めて健康診断を受けるということがないようであり、地域性もあると思うが、むつ下北管内は全県的に見ても受診率は低い傾向にある。市としては、広報活動が続けるとともに、先進的な取り組みをしている自治体の例を検証して受診率を高めるために努力していきたいとの答弁がありました。

また、同じ委員から、特定健康診査事業に関するペナルティーについての質疑があり、理事者側から、平成24年度までに受診率が65%に達するかどうかで後期高齢者支援金を10%の範囲内で加減算を行うという措置があるが、全国的にも65%に達している自治体はほとんどなく、また本県は被災県であることから、県も国に対して加減算の措置を行わないようにとの申し入れをしているところであり、国でも平成24年度中にこの加減算について検討する方向のようであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、出産件数についての質疑があり、理事者側から、国民健康保険加入者の平成22年度実績は95件で、平成23年度は出産見込み件数を80件から93件にふやしているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、今回の減額と今後の会計の見込みについての質疑があり、理事者側から、今回の減額の主な理由は、一般被保険者に係る入院医療費の大幅な減少によるものであるが、歳入

も厳しい状況であるため、今後もいろいろな方策を講じながら、市民の負担にならないよう努めたいとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第27号から議案第34号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（19番 富岡 修議員登壇）

○19番（富岡 修） 予算審査特別委員会に付託されました議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算から、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、7日及び8日に、市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会

計予算、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました31議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（山本留義） まず、議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（山本留義） 次に、議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（山本留義） 次に、議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（山本留義） 次に、議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、平成26年度から平成35年度までの市民税均等割を500円引き上げることが含まれているものであります。総額では1,400万円の負担増となります。3.11の地震を受け、防災等の整備をするという名目の引き上げであります。本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第5号について

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第6号

○議長(山本留義) 次に、議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第7号

○議長(山本留義) 次に、議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

○議長(山本留義) 次に、議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第9号

○議長(山本留義) 次に、議案第9号 むつ市介

護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第9号に反対討論を行います。

本案は、平成24年度から平成26年度まで、3年に及ぶ介護保険の第1号被保険者にかかわる保険料率の値上げ改定議案であります。今回の改定率は13.7%であり、4号区分で月5,100円から5,800円と700円の値上げで、年額6万1,200円から6万9,600円となります。これまでも指摘してきましたが、少額の年金者や本市のように低所得者の多い地域にとって高い保険料の支払いは耐えがたいものがあります。

また、介護度の高い人ほど従量負担が重く、利用を制限せざるを得ない実態があります。このように矛盾したこの制度が保険あって介護なしと言われるゆえんであります。本格的な高齢社会を迎える中、だれもが安心して働き、安心して利用できるように、国の公的負担の大幅な引き上げなど、抜本的な見直しが今ほど求められているときはありません。

市におかれましても、市民の命と健康を守る立場で強く国に求めていくべきであります。これ以上の介護保険料の引き上げを承認することはできません。

議員皆様方のご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第9号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長(山本留義) 次に、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第11号

○議長(山本留義) 次に、議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、

質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第12号

○議長(山本留義) 次に、議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されま

した。

#### ◇議案第13号

○議長(山本留義) 次に、議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第14号

○議長(山本留義) 次に、議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(山本留義) 次に、議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長(山本留義) 次に、議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長(山本留義) 次に、議案第17号 下北地域広域行政事務組合理約の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長(山本留義) 次に、議案第18号 青森県市

町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第19号

○議長(山本留義) 次に、議案第19号 むつ市国土利用計画(第4次)について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第23号

○議長(山本留義) 次に、議案第23号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第25号

○議長(山本留義) 次に、議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第26号

○議長(山本留義) 次に、議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第27号

○議長(山本留義) 次に、議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、文化財収蔵施設整備事業9,855万8,000円、市民の要望の多かった安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金360万円、大湊地区坂道対策事業1,500万円など、市民生活に密着した予算が計上されております。

その一方、税金の使い方として問題のあるむつ市酪農研修センター建設事業費7,527万2,000円、脇野沢農業振興公社貸付金6,000万円、北の防人大湊地区整備事業費3億2,465万円などが計上されております。また、電源立地地域対策交付金など原発関連の交付金は32億円に上り、高校生などを対象に大間原子力発電所や東海原子力発電所を見学するなどという原子力施設等見学会開催事業費746万円を例年同様計上するなど、問題のある予算となっております。

施政方針では、リサイクル燃料備蓄センターの本体工事については、地域経済に刺激を与えてくれるものと期待する、原子力も含め再生可能エネルギーや石油エネルギーなどのベストミックスにより必要なエネルギーを確保していくことが重要であるとし、昨年の福島第一原子力発電所の重大事故があったにもかかわらず電源三法交付金に依存し、原発関連産業による地域振興を進めるという原発推進の市政を継続していくこととあります。

福島県は、原発に依存しない地域振興、地域づくりに転換しました。第2の福島になる前に原発に依存しない地域づくりを進めるべきことを提案

し、本案に反対いたします。議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第28号

○議長（山本留義） 次に、議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第29号

○議長（山本留義） 次に、議案第29号 平成24年

度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第30号

○議長（山本留義） 次に、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、討論を行います。

本特別会計予算案は、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者に係る保険料の値上げ総額1億3,748万1,000円を含むものであります。現

介護保険制度の保険料は、所得の低い人ほど一律で負担が重く、また利用したときは介護度の重い人ほど利用負担が重くのしかかるという全く矛盾した欠陥制度であります。

社会保障制度を手厚くして、国の公的負担を大幅に引き上げ、被保険者や地方自治体への負担軽減こそ国が行うべきことであります。加えて県内6市で実施しているように、介護保険料の減免制度に市長が必要と認めるときとする独自の規定項目を設けるべきことを申し添え、議案第9号同様反対討論といたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第30号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第31号

○議長（山本留義） 次に、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第32号

○議長（山本留義） 次に、議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第33号

○議長（山本留義） 次に、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第34号

○議長(山本留義) 次に、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、段階的に水道料金を引き上げる条例に基づき、総額3,145万円の市民負担増が反映しているものであり、反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第34号について

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第35号

○議長(山本留義) 次に、議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第37号

○議長(山本留義) 次に、議案第37号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

### ◎日程第32 委員長報告、質疑、討論、採決

◇請願第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第32 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

民生福祉常任委員会に付託した請願第1号の審査の経過並びに結果について、民生福祉常任委員長から報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(20番 佐々木隆徳議員登壇)

○20番(佐々木隆徳) 民生福祉常任委員会に付託されました請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月13日に紹介議員の出席を求め審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました請願第1号につきましては、採決の結果、

願意に沿いがたく不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

初めに、紹介議員の横垣成年議員から請願の趣旨について、公的年金の物価スライド措置の特例水準の解消のため、年金支給額の2.5%の引き下げを含む国民年金法等一部改正案が国会に提出されているが、年金受給者にとっては大きな影響となるので引き下げをやめてほしいという意見書を国に提出していただきたいというものであるとの説明がありました。

これについて複数の委員から、今回の公的年金の引き下げに係る法改正は国会で審議されるべきものであり、直接選挙で選出された国会議員の判断にゆだねるべきで、あえて意見書を提出する必要はないと思われるとの意見、また、公的年金の現状についてはいろいろな問題はあるが、次世代へ過重とならないよう引き下げも必要ではないかとの意見がありました。

別の委員からは、この国民年金法等一部改正は、年金と連動して同じスライド措置がとられてきた児童扶養手当、障害者等の手当の特例水準の解消も含まれており、地域経済や少額年金者に対する問題もあり、引き下げは行うべきではないとの意見がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため午前11時55分まで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時55分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で民生福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者5人、起立しない者19人)

○議長(山本留義) 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

### ◎日程第33～日程第34 議員提出議案

#### 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

##### ◇議員提出議案第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第33 議員提出議案第1号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番石田勝弘議員。

(10番 石田勝弘議員登壇)

○10番(石田勝弘) 議員提出議案第1号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げ

げます。

本案は、むつ市議会会議規則において、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として規定しているもののうち、会派代表者会議に出席した場合の費用弁償について、日当を支給しないこととするため提案するものであります。

議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(山本留義) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

##### ◇議員提出議案第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第34 議員提出議案第2号 むつ科学技術館の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 議員提出議案第2号 むつ科学技術館の存続を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

むつ市は昭和42年、日本で初となる原子力船むつの定係港となって以来、今日まで、我が国のエネルギー政策、とりわけ原子力政策に対し、理解し、協力をしてまいりました。

最近においては、原子力政策の重要課題であった使用済燃料中間貯蔵施設を誘致するなど、むつ市が我が国のエネルギー政策に果たしてきた役割は大きいものであると自負しております。

この度、民主党行政改革調査会が、日本原子力開発機構の組織運営について経費削減と合理化を求め、全国九つの広報展示施設について廃止を含め見直すよう提言をし、所管する文部科学省が対応を検討しております。

むつ市に立地する独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所の「むつ科学技術館」が、平成8年7月20日に開館して以来、地元住民はもとより広く県内外から見学者が訪れております。

当該施設は、我が国初の原子力船「むつ」の活動の軌跡と、「むつ」で使用された原子炉の実物を展示している世界で唯一の施設であり、我が国の原子力行政の歴史を振り返る産業遺産とも言えるものである。くわえて、多くの体験型展示物や催事のほか、科学実験のおもしろさ、探求の喜び、物作りに打ち込む充実感などが体験できる「サイエンスクラブ活動」、並びに地域の小・中学校を

対象とした「移動科学教室」の実施など、先端科学技術に触れることができ、次代を担う子どもたちに大きな夢と希望を与えている施設として大きな役割を果たしております。

以上のことから、「むつ科学技術館」は、単なる原子力のPR施設ではないことは明らかであります。よって、むつ市議会は、政府において、施設の機能や地域の実情を十分に見極めたうえで、日本の将来を担う子どもたちのためにも、「むつ科学技術館」がこれまでどおり存続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） これは、私も賛同議員の一人なのですが、提案者、ちょっと時間的なあれがなくて、本会議であれするのですが、きょうの新聞では、9つのうちの5つが前提で、我々のむつ科学技術館は4つのうちの存続を前提に検討するという区分がなされたと報道されております。よって、きょうの日付で、実はこれ私たちの意見書を議決するとなれば、大変提案者に恐縮なのですが、皆様のご了承をいただいて、意見書の文言を、前回私が賛同したときの日時ときょうの議決の関係では、ずれが生じておりますので、文言の訂正をしたうえで意見書を提出するというので皆さんからご理解をいただければよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか、提案者に。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ただいまの川下議員のご発言は、皆様方も本日の新聞報道等でご確認をいただいておりますが、今川下議員がおっしゃったとおり、むつ科学技術館につきましては現時点では存続の方向で地域住民の実情を十分照らしたうえで今後検討していくというふうな内容の報道がございました。報道だけで私自身もすべて正確かは確認をしておりますが、現時点で存続するということは大変うれしいことだと思います。

よって、今の発言につきましては、まだ見直しの余地が残されていることもありますので、提案23名様のご意見をお聞きしまして、もしその文言について一部加えたり訂正することがあるのであれば、それを盛ったうえでの提出も十分に考えたいと思いますので、そのあたりの部分を議長に取り扱いのほう、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 議長として、そのようにさせていただきますけれども、5番川下八十美議員、ないですか。

（「了解です」の声あり）

○議長（山本留義） これで川下八十美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

### ◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第211回定例会を閉会いたします。

午後 零時07分 閉会